

## 社会福祉法人における事業譲渡に関する会計処理について

### 【論点5】事業の譲渡側の会計上の個別論点

譲渡事業の資産と負債の純額と受取対価の差額の処理と基本金は、それぞれ次のように処理をすることとしてはどうか。

想定される課題	具体例	会計処理の案	検討のポイント
譲渡事業の資産と負債の純額と受取対価の差額	有償譲渡	差額を損益で処理	国庫補助金が含まれる場合には精算が必要である。
	無償譲渡	差額を損益で処理	法人外流出に該当しないと判断されるためには、合理的な説明が必要である。
基本金の処理	拠点に基本金が計上されている	基本金を取り崩す	事業の譲渡は、事業の一部の廃止と資産の売却があり、基本金の取崩しの要件※に該当し、基本金を取り崩すべきではないか。

※ 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い 12 基本金の取崩しについて

社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。